令和６年度　第３回大和市スポーツ推進審議会　会議録

<table>
<tr><td colspan="2">会議名</td><td>令和６年度　第３回大和市スポーツ推進審議会</td></tr>
<tr><td colspan="2">開催日時</td><td>令和６年１０月３１日（木）午後３時００分～午後４時４６分</td></tr>
<tr><td colspan="2">開催場所</td><td>大和スポーツセンター体育会館２階　会議室</td></tr>
<tr><td rowspan="3">出席状況</td><td>委員</td><td>９人（荻窪会長、古市副会長、姉﨑委員、成田委員、山内委員、伊藤委員、林委員、籾山委員、鴨下委員）</td></tr>
<tr><td>事務局（担当課）等</td><td>事務局６人（スポーツ課長、他担当５名）</td></tr>
<tr><td>傍聴人</td><td>０人</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当課</td><td>文化スポーツ部スポーツ課スポーツのまち推進係
内線（５７６３）</td></tr>
<tr><td colspan="2">公開・非公開の状況</td><td>■　公開　　□非公開　　□一部非公開</td></tr>
</table>

１．会議次第
（１）議題
①スポーツ施設等における令和６年度上半期指定管理業務について
②スポーツ推進計画について
（２）その他
①次回開催予定　令和７年２月を予定

２．審議又は検討経過及び結果　主な内容は次のとおり
【議題（１）スポーツ施設等における令和６年度上半期指定管理業務について、事務局より説明［資料１］・［資料２］】）

●委員
利用人数が増えているが収入がマイナスになっている、利用人数が減っているが収入がプラスになっているのは、大人と子供又は団体と個人の違いであるか

〇事務局
　基本的な利用料収入というのは条例などでも定めがある通り、収入収受できる一方で、減免団体や市の事業など、どの団体が利用するかによって枠・時間・利用料収入が取れるかも影響がある。よって大きなイベントを行うと、利用者は膨らむが、利用料収入は、それに伴うとは一概に言えない。

●委員
　指定管理施設の使用申請を行った場合、利用料収入の計上先は市と指定管理者のどちらか。

〇事務局
　［資料２］に記載の施設については、全て、指定管理者が利用料収入を収受する。例えば、ゆとりの森について、現在、スポレクパートナーズが指定管理者として、最終的な料金を収受することになる。

〈承認〉

【議題（２）スポーツ推進計画について、事務局より説明［資料３］・［資料４］・［資料５］［当日資料］】）

～第３期大和市スポーツ推進計画（案）について、議題としての意見はなし（質問等あれば）～

●委員
　９月議会にて熱中症対策に関し、利用時間のところで、夏場は早朝や夜遅くまで使えないかという一般質問をした議員がいたが、時間変更するならば、この計画の数値は、差し替えがある可能性があるか。

○事務局
　課題は、条例に規定されている時間内でどう運用するか。例えば現在は９時からだが、７時からとした場合には、条例改正が必要となる。また、特に大和の場合だと住宅地のそばにスポーツ施設があることが多く、近隣住民等との関係という課題が考えられる。
　その中で、大きな変更がなく、運用面での対応ができないかという趣旨の答弁であり、人数にあまり影響してこないものと考えている。
　ただ、今後は熱中症対策まで条例改定した中で、利用時間を増やす、利用者が増える、見込みが立つ際には、中間評価での数値変更を考えなくてはいけない。
　９月の議会での答弁を視野に入れた中では、大きな変更はないと捉えている。

●委員
今年から近隣の住宅への配慮を前提に前倒しして７時からの部活動が許可された。昼間に運動してはいけない時間帯が出てくると感じるため、早朝にスポーツをすることもこれからは必要。

［資料４］の計画の括弧１について説明があった「ライフステージやそれぞれの環境に応じたスポーツの推進」という文言について、この環境という言葉は、競技スポーツを目指している人もいれば楽しむスポーツを目指してる人もいる個の環境に応じたというニュアンスで受け取ったが、経済的な理由があってなかなかスポーツを行える環境でないとか、あるいは近くにスポーツ施設がないので、環境的に整っていない環境という誤解を生む懸念があると思ったがよろしいか。

○事務局
環境に関して、委員がおっしゃられた意味も含め、運動機会を持てないご家庭のお子さんが、スポーツをできるような環境も含めて、考えて入れている。

●委員
　実際、高校生の中でもヤングケアラー等様々問題になっているが、ご家庭が大変でもう部活どころじゃないスポーツどころじゃないというお子さんもいる。そういった意味での環境も整備されていると理解した。

●委員
現在スケボー・ブレイキンのような危険度が高いものが流行しており、準備運動をしないことが原因でけが人が出ていたり、日頃運動してない方が急にやると大怪我されているため、ちゃんとやりましょうという声掛けも必要かなと。

●委員
熱中症が不安視される中で、どういうスポーツができるのかと考えている。高齢者・子供が外へ出れないような暑さの中、学校現場は外で授業するんでしょうか。

●委員
気温が高い場合は体育の授業を外でやらず、教室で「体育理論」を行う。

●委員
文言の理解だが、健康という漢字の問題で、キャッチフレーズの「幸」と、内容の説明の中での健康の「康」では、正式な健康の康を使わないと説明がつかないという解釈を持っているが、捉え方について如何か。

○事務局
　第１０次総合計画（案）では将来都市像である「みんながつながる健幸都市やまと」を定めている。本市の総合計画の理念になる。関連性というのは、スポーツ推進計画はこれからスポーツを推進していく上でも重要視されている部分があるため、まずその総合計画と合わせるように、そこに

つながり・関連性を持ったため持つため、同じ健幸という方を理念としては置いている。スポーツによって体の健康と心の健康、あとはスポーツの繋がりによって、人は幸せになっていくというイメージを持っていただけるとご理解いただけると思う。

●委員
質問はどうして「幸」を使うと決まったのかである。

〇事務局
一番に「第１０次総合計画（案）」の理念となり、スポーツ推進計画は、体系として総合計画の下にひもづく個別計画となるため、「幸」を使用している。

政策としては幸せの方を使っていきたい。健「幸」というもの自体は、今回総合計画の方の理由としては全ての方が、市民が健康に暮らして、幸せを感じられるまちを実現させていきたいというのが大きな柱となっている。

幸せを感じるというのは、特に「つながる」という要素が大事ではないか、というのが総合計画（案）に書かれており、その中には体の健康もあれば、社会の健康であったりというところも含めて、大きな理念で捉えているのが健幸の方である。

使い分けは、心身の健康による部分は康の方、スポーツの持つ様々な可能性である、健康に起因すること・コミュニティの調整・達成感等側面を網羅して突き詰めていくとその健幸に繋がっていくというのが今回の計画の目指していきたいという考えで作成している。

●委員
今後のスケジュールについてどうなっているか。

〇事務局
１２月１日から１月６日に市内各公共施設やホームページ等で、パブリックコメントを行う予定である。

その後、１月の中旬に教育委員会からご意見をいただくように決まっているため、そちらを終えて、次回の審議会で、皆様に諮問をいただく予定になっている。開催は２月の上旬頃を予定しており、諮問後、もう一度３月の中旬を目処に、答申という形でお答えをいただくスケジュールである。

〇事務局
パブリックコメントにつきましては市民参加推進条例で決まっており、この審議会も含め、市民の意見聴取の場を設けるものであり、市の計画についてはこれに定められている。

教育委員会の定例会というのも、法令で推進計画を変更するときには教育委員会の意見聴取を行うものが法令で定められているため、その手続きを踏んで意見を反映させたもの、そういったものを踏まえて、あらためて皆様へ諮問をさせていただき、最終的に皆様からの答申をいただき、計画として３月にまとめ上げるという流れになるため、この期間、法令で定められている手続きを行うというふうにご理解いただきたい。

【その他 次回開催予定　令和７年２月、事務局より報告 】

審議終了

以上